

平成25年度

## 検査員及び整備主任者等定期研修の実施案内

— 今年も検査員・整備主任者は合同で実施 —

標記について鹿児島運輸支局長より指定自動車整備事業規則第14条及び、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第6号に基づく定期研修を実施する旨通知がありましたので、もれなく受講されますようお知らせ致します。

記

### 1. 日時及び場所

開催地	日 時	会 場	所在地
加世田	10月28日(月) 13:30～16:30	南さつま市民会館 大ホール	南さつま市加世田
鹿児島 (一次)	10月29日(火) 9:00～12:00	鹿児島市民文化ホール 「第2ホール 午前」	鹿児島市与次郎
鹿児島 (二次)	10月29日(火) 13:30～16:30	鹿児島市民文化ホール 「第2ホール 午後」	鹿児島市与次郎
指宿・喜入	11月 1日(金) 13:30～16:30	マリンピア喜入 「道の駅 喜入」	鹿児島市喜入町
曾 於	11月13日(水) 13:30～16:30	大隅文化会館	曾於市大隅町
種子島	11月15日(金) 8:30～11:30	種子島産業会館	西之表市
出水	11月19日(火) 13:30～16:30	出水市中央公民館 音楽ホール	出水市文化町
沖永良部	11月20日(水) 14:30～17:30	沖永良部島漁業共同組合 研修センター	大島郡和泊町
奄美大島	11月22日(金) 9:00～12:00	奄美大島自動車整備振興会	名瀬市和光町
始 良	11月27日(水) 13:30～16:30	始良市文化会館 加音ホール	始良市加治木町木田
鹿 屋 (鹿屋地区)	11月28日(木) 13:30～16:30	南九州自動車整備共同組合	鹿屋市西原町
鹿 屋 (鹿屋地区)	11月29日(金) 9:00～12:00	南九州自動車整備共同組合	鹿屋市西原町
鹿 屋 (垂水・肝属地区)	11月29日(金) 13:30～16:30	南九州自動車整備共同組合	鹿屋市西原町
川 内	12月 6日(金) 13:30～16:30	薩摩川内市 国際交流センター	薩摩川内市天辰町
鹿児島 (三次)	12月 9日(月) 9:00～12:00	鹿児島市民文化ホール 「第2ホール 午前」	鹿児島市与次郎
鹿児島 (四次)	12月 9日(月) 13:30～16:30	鹿児島市民文化ホール 「第2ホール 午後」	鹿児島市与次郎

# お知らせ

## 検査員

### 1. 研修内容

- (1) 法令及び通達等について
- (2) 指定自動車整備事業の適正な運営について
- (3) 自動車検査員の業務について
- (4) 自動車の新機構について
- (5) その他

### 2. 研修対象者

- (1) 自動車検査員に選任されている者  
(以下「選任検査員」という)。
- (2) 自動車検査員の有資格者で受講を希望する者。

### 3. 注意事項

- (1) 選任検査員であって本研修を受講しなかった者に対しては、適切な措置を講じるものとする。
- (2) 自動車検査員教習修了後3年を経過し、その間自動車検査員研修を受講していない者、または自動車検査員研修を受講後3年を経過した者は、原則として自動車検査員に選任することができないものとする。

- (3) 研修欠席者に対する再研修は実施しない。
- (4) 当該研修を受講した者で、整備管理者として選任されている者については、整備管理者研修の受講を免除することとする。(P5参照)  
ただし、初めて整備管理者として選任された者は除く。

(5) 受講申込書は当日必ず受付に提出してください。

(6) 選任検査員で病気その他の事故により受講できない場合は医師の診断書または理由書を運輸支局長あてに提出してください。

### 4. 受講料

- (1) 事務手数料 1名当たり500円
- (2) 研修資料 受付にて購入するか、持参する。
  1. 自動車整備新技術(学科研修用) 900円
  2. 九州共通教材 600円
  3. 最近改正された法令通達集(整備事業編) 500円

## 整備主任者

### 1. 研修内容

- (1) 関係法令及び通達等について
- (2) 検査・整備関係業務について
- (3) 自動車の新機構について
- (4) その他

### 2. 研修対象者

整備主任者として選任されている者

### 3. 注意事項

- (1) 当該研修を受講しなかった整備主任者の事業場に対しては、後日、立ち入り検査等を実施する。
- (2) 研修欠席事業者に対する再研修は実施しない。
- (3) 当該研修を受講した者で、整備管理者として選任されている者については、整備管理者研修の受講を免除することとする。  
(P5参照)

ただし、初めて整備管理者として選任された者は除く。

(4) 受講申込書は当日必ず受付に提出してください。

(5) 研修はできるだけ地区制に従って、定められた会場で受講してください。

(6) 病気その他の事故により、いずれの会場でも受講出来ない場合は診断書または理由書を運輸支局長あてに提出してください。

### 4. 受講料

- (1) 事務手数料 1名当たり500円
- (2) 研修資料 受付にて購入するか、持参する。
  1. 自動車整備新技術(学科研修用) 900円
  2. 九州共通教材 600円
  3. 最近改正された法令通達集(整備事業編) 500円

## お願い

☆ 本年度も検査員・整備主任者が合同(同じ日時、同じ会場)で実施される為、会場によっては定員オーバーする事も想定されますので、なるべく該当する地区へご出席いただきますようお願い致します。

☆ 「整備管理者研修受講免除」の方は、次ページの「整備管理者研修受講の免除について」の用紙に前もって記入の上、研修受付の際提出していただきますようお願い致します。

## 法令研修受講に関するお知らせ

10月より検査員・整備主任者法令研修を実施いたしますが、例年販売しておりますテキストについて、**今年度は各工場にて必ず1セットをご準備頂くこととなりました。複数名受講の事業場につきましては、責任者を決めて頂き、各会場にて必ず1セットはお持ちください。**

☆法令研修資料等について（受講時に必要なもの）

- 事務手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 500円（受講者1名につき）
  - 自動車整備新技術（学科研修用）・・・・・・・・・・ 900円
  - 九州共通教材・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 600円
  - 最近改正された法令・通達集 **整備事業編** ・・・ 500円
- } テキスト1セット  
2,000円

### 受講対象者が複数の事業場について

各研修資料につきましては、持ち回りでの再使用は可能ですが、下記にご注意ください。

☆ 運輸支局の指導によりパソコンやタブレット（アイパッド等）の持ち込みは可ですが、携帯、スマートフォンでの閲覧は不可です。

### 受付例

1. 事業場から受講者が一名の場合は、受付で1セット購入してください。
2. 九州共通教材と最近改正された法令通達集（整備事業編）をパソコンやタブレットで閲覧される方、もしくはダウンロードした資料を持参される方は、受付時にお申し出ください。
3. 一会場に事業場から複数名の受講者がいる場合、代表の方一名が1セット購入し、残りの方は事務手数料をお支払い頂き、資料は複数名でご使用ください。

### 受付時のお願い

- ☆事業場から一会場に複数名受講の場合、出来るだけ同時に受付をお願い致します。
- ☆事業主または責任者の方は、別会場にて受講する方がいる場合、必ず購入済みの資料を持参させてください。

ダウンロード出来る資料

#### ① 九州共通教材

九州運輸局のホームページよりダウンロードできます。

([http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya\\_g/file02.htm](http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya_g/file02.htm))

#### ② 最近改正された法令・通達集（整備事業編）

国土交通省のホームページよりダウンロードできます。

([http://www.mlit.go.jp/jidousha/jidousha\\_fr9\\_000004.html](http://www.mlit.go.jp/jidousha/jidousha_fr9_000004.html))

# お知らせ

自動車検査員・整備主任者 各位

## 整備管理者研修の受講免除について

鹿児島運輸支局 整備部門

現在、整備管理者として選任されている方で、検査員等研修（法令研修）を受講された方は、当該年度の整備管理者研修の受講が免除されます。

**（ただし、整備管理者として初めて選任された方を除く。）**

このため、受講免除を希望される方は、下記について必要事項を記入いただき検査員等研修受講後提出して頂くか、又は、2週間以内に運輸支局へ提出してください。

当用紙の提出がなく整備管理者研修に出席しない場合は、研修欠席扱いとなりますのでご協力をお願い致します。

また、整備管理者研修資料の必要（購入）の有無についても併せて記入してください。

記

鹿児島運輸支局 整備部門 あて

（ふりがな）

私、\_\_\_\_\_ は平成25年 月 日の検査員等研修を受講

しましたので、整備管理者研修の受講免除を希望します。

指定番号又は認証番号 \_\_\_\_\_

整備工場名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

整備管理者としての届出をした事業所名	いずれか該当するものに○をつけてください。	整備管理者研修資料の要・不要
	事業用（バス・トラック・タクシー） 自家用・レンタカー	要 ・ 不要
	事業用（バス・トラック・タクシー） 自家用・レンタカー	要 ・ 不要
	事業用（バス・トラック・タクシー） 自家用・レンタカー	要 ・ 不要

※整備管理者研修資料購入については、関係各協会にて購入されますようお願いいたします。

※整備管理者が複数名在職の場合は、本用紙をコピーしてそれぞれ提出方お願いいたします。  
（ご不明な点がございましたら鹿児島運輸支局 整備部門 TEL099-261-9194まで）